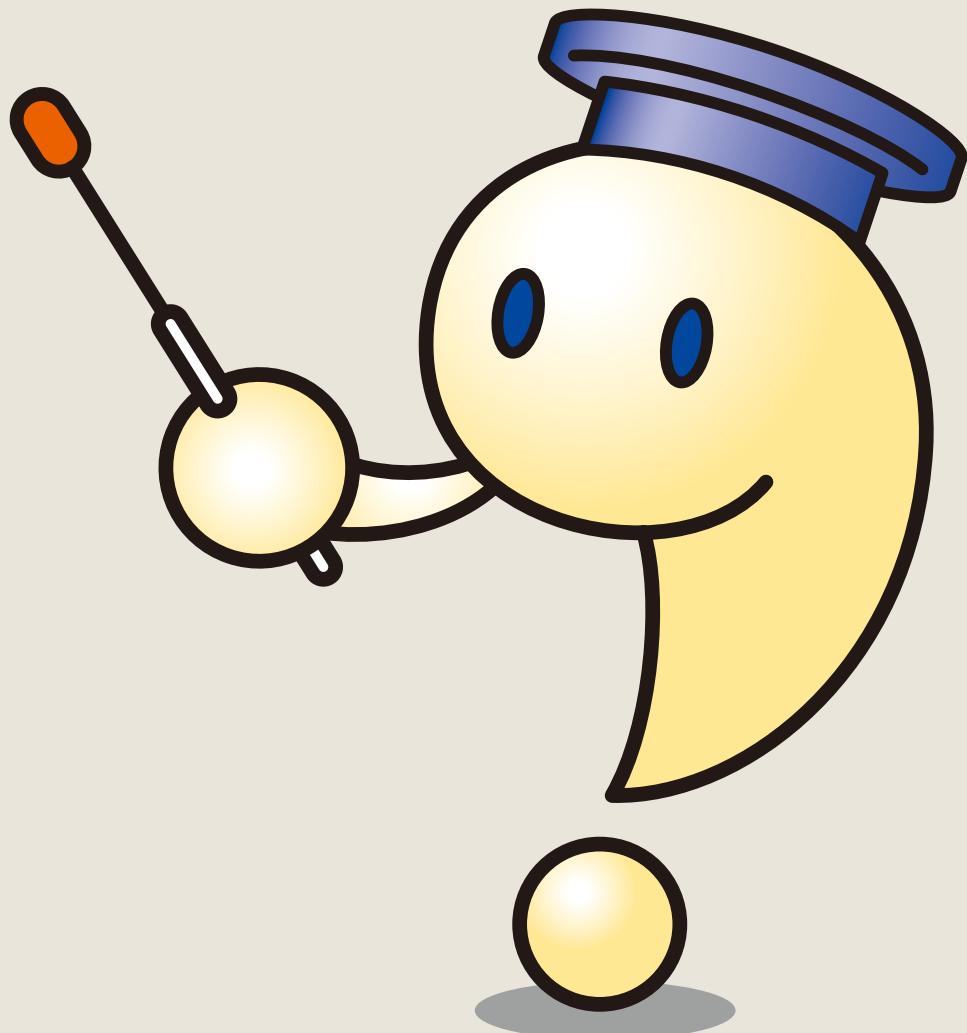


Japan Patent Attorneys Association

弁理士 *info*

知的創造を
サポートします。



弁理士は知的財産に関する専門家です。

例えば、素晴らしいアイデアを考えても、誰かにまねをされてしまったら、せっかくの苦労も水のアワになってしまいます。

多くの知恵とお金と時間をつぎ込んでつくった発明品が、簡単に他人に模倣され、それが許されるのなら誰も発明をしなくなります。

誰も発明や創造を行わなくなったら、社会は進歩がなくなり、停滞してしまいます。

電気製品にしても、車にても身の回りのものすべてが、かつて誰かが発明したからこそ、現在私たちが利用できるのです。

ですから発明をする人が損をしないよう、努力の結晶である発明や創作を、無断でまねできないように守る必要があります。それが知的財産権制度です。

弁理士は専門的な知識で、特許や実用新案、意匠、商標について、特許庁に登録する手続を発明者などに代わって行なうことはもちろん、知的財産の創造から保護、活用までをトータルしてサポートします。



C O N T E N T S

Chapter 01 知的財産ってなに？

知的財産とは	02
知的財産基本法	02
知的財産権による保護はあらゆる分野に及んでいます	02

知的財産権の種類	03
知的財産を守るために	05

Chapter 02 弁理士ってなに？

弁理士は知的財産に関する専門家	07
弁理士の使命	08
弁理士活用法	09

弁理士にはいつ依頼すればよい？	11
弁理士に依頼した際の費用は？	14
知的財産権 戰略・活用チャート	15

Chapter 03 日本弁理士会ってなに？

プロフィール	17
沿革	17
主要な活動	18
組織図	19

附属機関	19
ホームページ	20
知的財産なんでも110番	22

知的財産ってなに？

01 知的財産とは

財産（財産権）というと、まずお金や家など、目に見えるものと思い浮かぶと思います。

その一方で、人間の精神活動の結果として創作されるアイデア等の無形のものの中に、財産的価値が見出されるものがあります。このような人間の知的な活動から生じる創造物のことを「知的財産」といい、それに関する権利のことを「知的財産権」といいます。

世界中で産業や経済の発展に知的財産権制度の活用が大きな役割を果たしています。知的財産権制度なくして発展している国は皆無でしょう。

今後、日本が「知的財産立国」の道を歩むうえで、知的財産権の保護と活用がますます重要となっていくでしょう。

02 知的財産基本法

「知的財産」と「知的財産権」は、知的財産基本法第2条において次のとおり定義されています。

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品种、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、

商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

03 知的財産権による保護はあらゆる分野に及んでいます

知的財産権には、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等があります。

これらの権利によって保護され、世に送り出された商品で成功したものは多く、なかには新しいライフスタイルを生み出したエポックメイキングな商品や人気キャラクターなどが数多く含まれます。これらの権利は、私たちが毎日何気なく使っている商品にも含まれており、研究・開発・商品化など、たゆまぬ努力の成果です。

かわいいキャラクターが付されている人気商品は、ただかわいいだけのものではありません。実は、このような人気商品は、商品の性能を向上させたり、デザインを斬新なものにしたり、キャラクターと商品を効果的に結びつけたりするために、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権といった権利によって保護されているのです。

私たちが、なかなか目にすることのできない製品の内部や部品、機能や性能等、かくれた部分に特許権などが成立している場合もあります。健康食品、新幹線や自動車といった身近なものから、IPS細胞に代表されるバイオライフサイエンスや宇宙開発まで、今

日あらゆる産業分野・経済分野から次々と生み出される製品・商品・サービスに知的財産権による保護がなされています。

知的財産権による保護はあらゆる分野に及び、産業・経済の発展に重要な役割を果たしています。



04 知的財産権の種類

知的創造物やブランド等は
知的財産権によって守られます。

発明などの創造をしたり、ブランドに蓄積された信用を維持するためには、たいへんな労力を必要とする反面、模倣・盗用されやすいという特徴があります。模倣・盗用が野放しになれば、人

創作意欲を促進

知的財産権

信用の維持

知的創造物に
ついての権利

営業上の標識に
ついての権利

地域ブランドに
ついての権利

特許権
(特許法)

実用新案権
(実用新案法)

意匠権
(意匠法)

著作権
(著作権法)

回路配置利用権
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

育成者権
(種苗法)

営業秘密
(不正競争防止法)

商標権
(商標法)

商号
(商法)

商品表示、商品形態
(不正競争防止法)

地域団体商標の商標権
(商標法)

地理的表示
(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

保護対象 / 規制

●「発明」を保護

比較的度の高い新しいアイデアに与えられる権利。
発明には「もの」と「方法」の2タイプがあります。

●物品の形状等の考案を保護

発明ほど高度なものではなく、言い換えれば小発明と呼ばれるものに与えられる権利。
※実用新案権は無審査で登録されます。

●物品、建築物、画像、内装のデザインを保護

物品等の形状、模様など斬新なデザインに対して与えられる権利。

●文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護

●半導体の集積回路の回路配置の利用を保護

独自に開発された半導体チップの回路配置。

●植物の新品種を保護

●ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

●商品・サービスに使用するマークを保護

自分が取り扱う商品またはサービス(役務)と他人が取り扱う商品またはサービス(役務)を区別するためのマークに与えられる権利。

●商号を保護

商人が営業上自己の法人格を表示するために用いる名称、社名に与えられる権利。

【以下の不正競争行為を規制】

■混同惹起行為 ■著名表示冒用行為

■形態模倣行為(販売から3年)

■ドメインの不正取得等 ■誤認惹起行為

●地域との密接な関連性を有する商品(役務)に使用される地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる地域ブランドを保護

●品質等の特性が産地と結びついている農林水産物等の名称を保護

※地理的表示の不正使用に対しては、行政による取締りが行われる。

産業財産権=特許権、実用新案権、意匠権、商標権(これらは特許庁所管)

の知性による自発的な創作活動への意欲が損なわれたり、本来のブランドが示す出所や保証する品質の商品とは異なる商品（模倣品）を誤って購入することになります。そこで知的創造物

やブランド等の保護が必要になります。このような知的創造物やブランド等を権利として保護するしくみが知的財産権制度です。あらゆる有益な発明やブランド等がこの制度によって守られます。

要件または特性

- ①産業上利用できる発明
- ②新規性・進歩性のある発明

- ①物品の形状、構造、組み合わせに関する考案
- ②産業上利用できる考案
- ③新規性、進歩性のある考案

- ①物品等の形状、模様もしくは色彩またはこれらが結合した意匠、建築物の形状等又は画像
- ②美観を起こさせる意匠
- ③工業上の利用性、新規性、創作非容易性のある意匠

何らの方法を必要とせず、創作と同時に発生（著作権に関連する実名、創作日等の登録は可能）

申請し、登録により発生

品種登録など

技術上の秘密など

- ①文字、図形、記号、立体的形状、音、色彩、ホログラム、動き、位置
- ②商品またはサービスに使用するもの
- ③識別力を持つもの
- ④特に他人の登録商標と同一または類似でないもの

商号登記など

周知、著名など

- ①特定の組合等であること
- ②地域との密接な関連性を有する商品（役務）に使用される地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる周知な商標であること
- ③一般的な商標の登録要件を満たすこと

- ①品質管理に関する業務が適切に行われている生産者団体であること
- ②生産地と結び付きのある確立した特性を持った一定の農林水産物等であること
- ③生産地と特性を特定できる名称であること

保護期間

出願の日から 20 年
(一部25 年に延長可)

出願の日から 10 年

出願の日から 25 年

死後 70 年
(法人は公表後 70 年、映画も公表後 70 年)

登録から 10 年

登録から 25 年（永年性植物30 年）

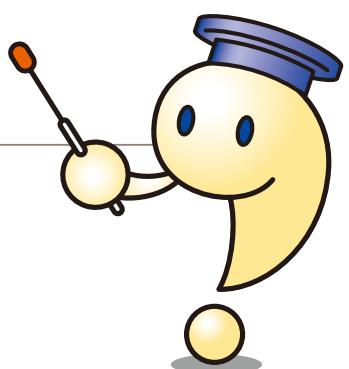
期限なし

登録から 10 年（更新あり）

期限なし

期限なし

登録から 10 年（更新あり）



2025 年 8 月現在

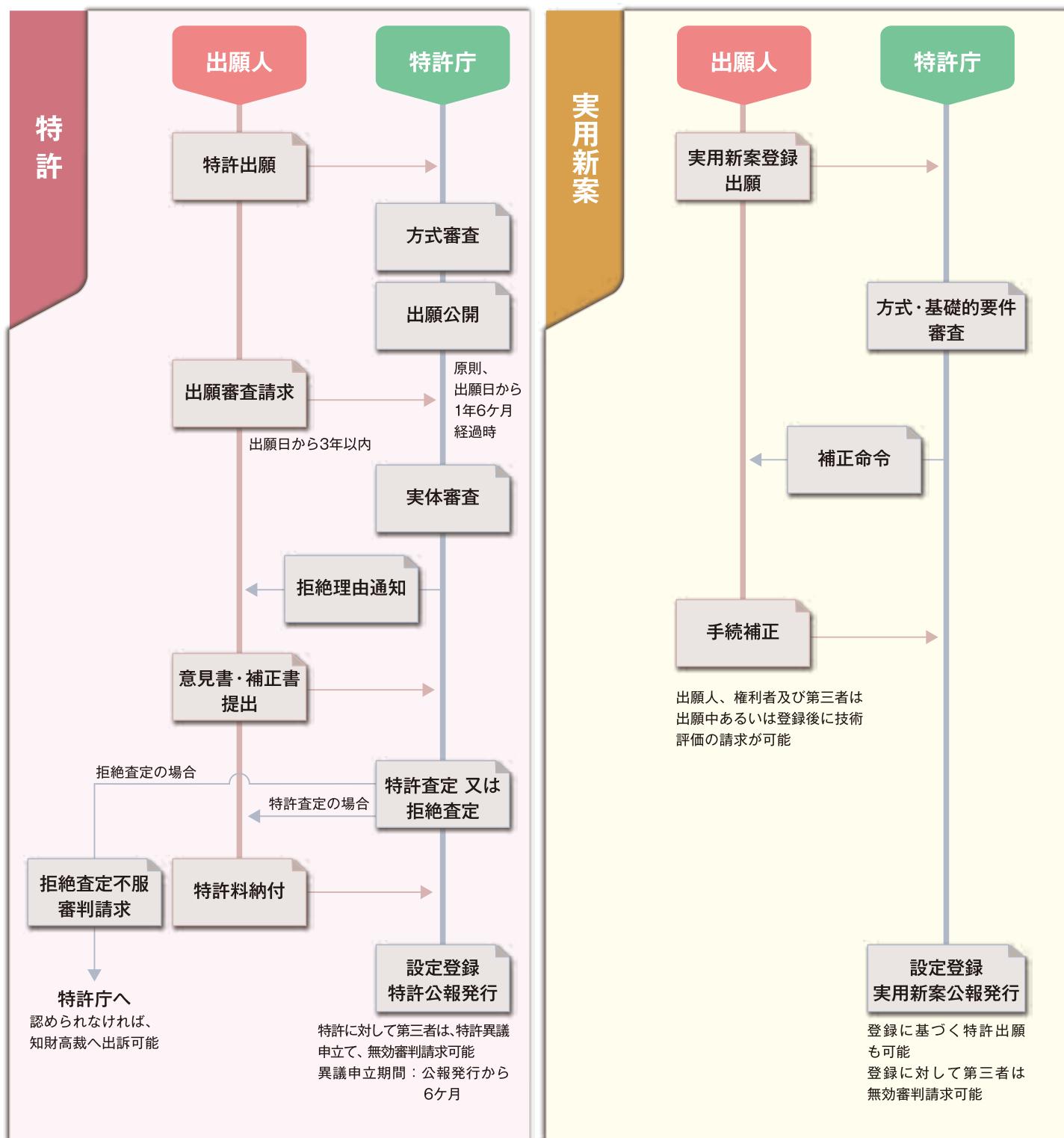
05 知的財産を守るために

発明者・創作者・企業家の、汗と涙の結晶が知的財産権です。一方で、知的財産権の対象は簡単に模倣ができ、放っておけば物まねがはびこることになります。そこで、日本では知的財産権のうち特に産業の発展と関係性の高い、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを産業財産権として、手厚く保護しています。

特許権は発明、実用新案権は考案、意匠権はデザイン、商標権はトレードマーク、サービスマーク及び地域ブランドを保護します。

特許権・実用新案権・意匠権は、発明・考案・デザインを秘密にせずに社会に公表する代償として、期間を限って与えられる独占権です。こうすることにより、盗用・模倣から発明者等を保護し、研究開発の重複を防ぎ、他の研究を刺激・促進させ、健全な産業の発展を図ることができます。

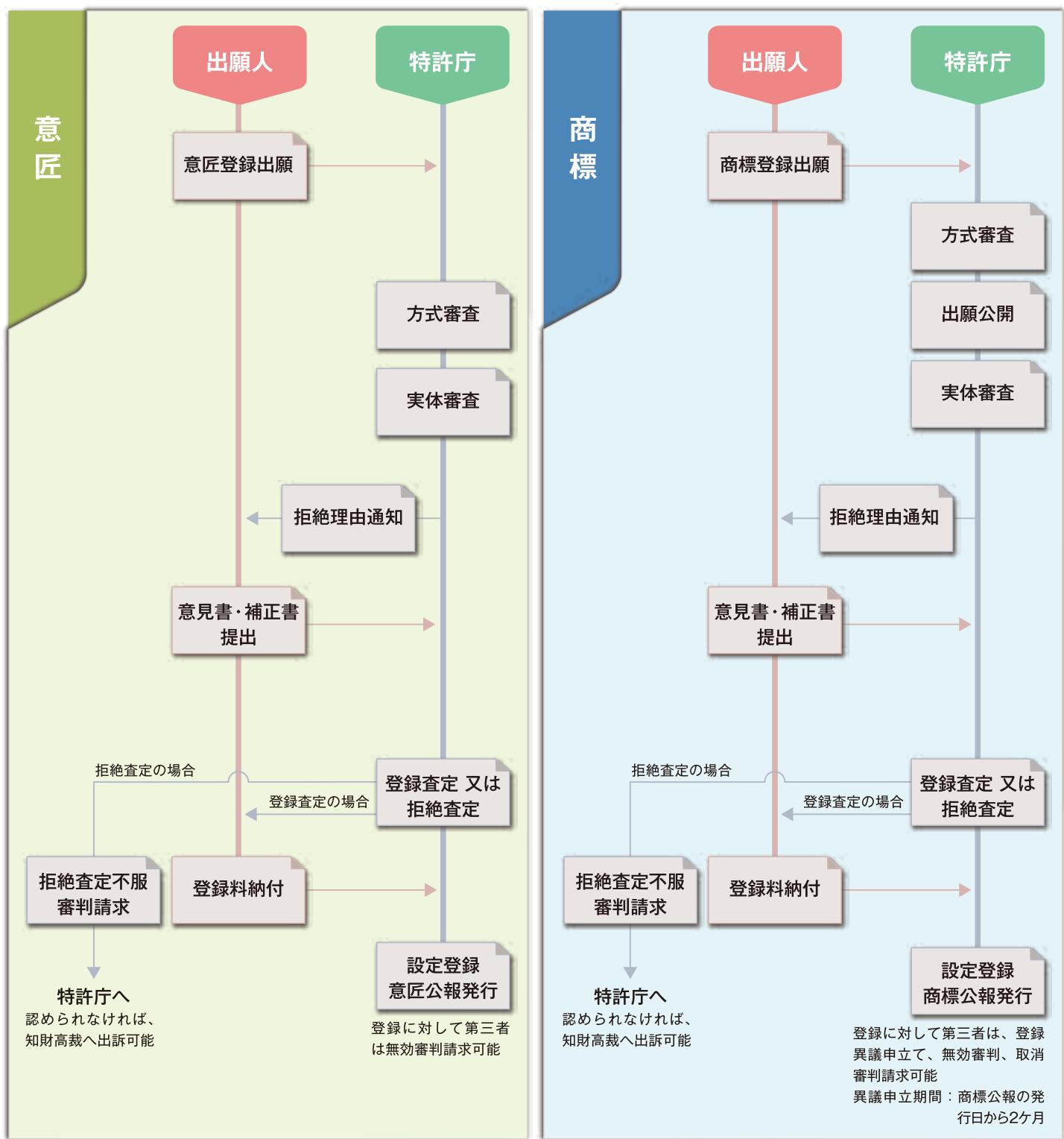
商標権は商標のもつ信用（ブランド）を保護することにより、取引秩序の維持を図っています。





特許権・実用新案権・意匠権・商標権を取得するまで

“出願=権利”ではありません。権利の取得までには、様々な工程があります。例えば、特許であれば、出願のあとに審査請求を行い、その後もし問題があれば補正等の手続をし、ようやく特許権を取得することができます。知的財産権の中でも、特に強い権利である産業財産権の取得については、強い権利であるがゆえに厳しい審査があり、専門性が問われることが多々あります。そこで、**知的財産に関する専門家である「弁理士」**が活躍します。



弁理士ってなに？

01 弁理士は知的財産に関する専門家

発明者・創作者・企業家の汗と涙の結晶である「知的財産」。この知的財産の創造から保護、活用までをトータルしてサポートするのが、知的財産に関する専門家である弁理士です。

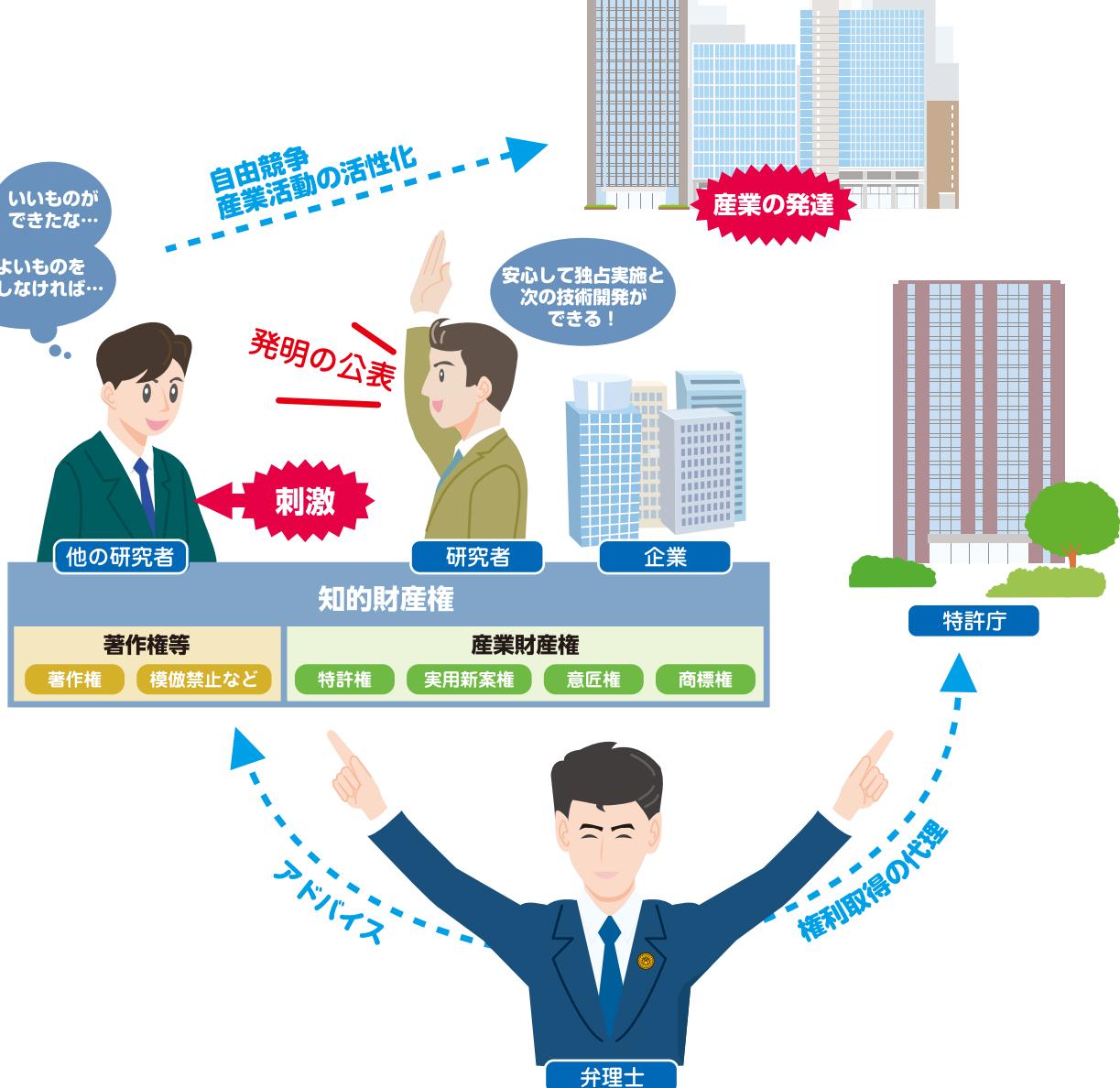
- 例えば、素晴らしいアイデアを思いついたときに、弁理士は次のようなサポートであなたの権利の保護と活用に貢献します。
- 専門的知識を活かし、アイデアに対して的確なアドバイスを行います。
- 先行技術等の有無についての調査を行います。
- 代理人として、出願から権利化までの種々の段階で特許庁の

審査官とやりとりをし、強い権利の取得を目指します。

- 外国出願、ライセンス契約、審決取消訴訟や侵害訴訟の場でも活躍します。

特許権をはじめとする産業財産権に限らず、著作権や不正競争行為の防止など、弁理士は知的財産に関するあらゆる相談に応じ、権利の保護や権利侵害の回避に貢献します。

弁理士は、125年以上の歴史と実績を誇る、知的財産権制度の一翼を担うプロフェッショナルです。



02 弁理士の使命

弁理士法第1条は「弁理士の使命」として、次のように規定されます。

(弁理士の使命)

第1条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産

権（同条第2項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。



03 弁理士活用法

弁理士の仕事は、出願や手続きの代理だけではありません。

知的財産に関する専門家として、多くの場面で弁理士はあなたをサポートします。

開発コンサルタントとして

開発の成果物である企画書や開発記録、これらも知的財産です。加えて、試作金型の流出による模倣品の発生に対してどのような防衛策を講じるか等のアドバイスも弁理士の仕事です。

また、開発者から見ると「発明」に至っていないとも弁理士の目から見ると既に出願可能な発明と評価できるものもあり、逆に特許調査をしないことにより、無駄な開発経費をかけている事例も多々あります。

さらに、発明は出願前に公表したり、販売したりすると、原則として権利化の資格を失う非常にデリケートなものです。

そこで、弁理士を開発コンサルタントとして活用し、早い段階から相談することにより、効率的な開発、開発成果の適切な保護を図ることができます。



知的財産についての侵害訴訟の代理人として

特定侵害訴訟代理業務試験に合格した弁理士は、特許権などの特定の知的財産に関する侵害訴訟における訴訟代理人とすることができます。

これにより、弁理士は侵害訴訟において、弁護士と共同で訴訟代理人としてあなたの訴訟の代理を行います。今後、ますます増加が予測される知的財産侵害訴訟には、弁理士の専門的知見が適切な紛争処理を図るうえで不可欠です。

「特許権などの侵害訴訟」とは、特許権・意匠権・商標権等の産業財産権のみならず、回路配置に関する権利や、商品等表示の混同行為・新商品のデッドコピー・技術上の秘密の不正利用など(特定不正競争)による営業上の利益の侵害に関する訴訟をいいます。

また、従来と同様に弁理士は、上記の回路配置に関する権利・特定不正競争による営業利益の侵害訴訟を含む「特許権などの侵害訴訟」において、あなたの補佐人としての役割(あなたまたは訴訟代理人と一緒に裁判所へ出頭して陳述及び尋問を行う役割)を果たします。



仲裁機関での調停・仲裁の代理人として

裁判外紛争処理（ADR）は、手続の簡易・迅速、秘密性の確保を図ることができるため、知的財産をめぐる紛争解決としても有効な制度です。

弁理士は、専門の仲裁機関（日本知的財産仲裁センターなど）における調停または仲裁の代理を行います。

代理業務の範囲は、産業財産権事件の他、回路配置、特定不正競争、JPドメイン名等に関するものです。



売買契約・ライセンス契約時の代理人として

あなたが取得した特許権、意匠権、商標権等を有効に活用するため、知的財産権取引のますますの活性化が期待されています。

弁理士は、譲渡・ライセンス交渉や契約書の作成など、あなたの知的財産権に関する契約締結の代理・仲介を行います。

なお、弁理士は、専門知識を活かし、著作権、回路配置、技術上の秘密の売買契約やライセンス契約の代理・仲介も行います。

また、弁理士は、あなたが取引しようとしている知的財産権の法律的な評価を行い、その取引があなたにとって適切なものであるかどうかを判断する情報を提供します。



水際規制（税関での輸出入の差止）の代理人として

偽ブランド品などの輸出入を排除するため、関税法においては、税関長による輸出入差止手続等に関する規定が設けられています。

弁理士は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権及び回路配置利用権を侵害する物品に対する輸出入差止申立手続及び認定手続きに関する代理を行います。



顧問弁理士

弁理士を顧問として活用することは、知的財産戦略をすすめるうえで、もっとも有効な手段の1つです。知的財産権の保護は、出願のみに頼って得られるものではありません。特許権などの売買やライセンス、それに伴う交渉があり、また、不正競争防止法、著作権法などを総合的に利用することで、経営資産としての知的財産となります。

そのためには、信頼できる弁理士を顧問として活用し、あなたの会社の経営をよく知ってもらった上で、知財戦略のアドバイスを受けることをお勧めします。



04 弁理士にはいつ依頼すればよい?



技術開発・商品開発をしようとするとき

- a. 技術開発・商品開発に着手するとき、今までにない新しい技術・商品を開発しようと意気込んでいるはずです。しかし、市場に出回っている商品のみを見て、この技術・商品は今までにない、と判断すると大きな痛手を受けることがあります。特許出願等をされていても商品化されないものが多数あります。「発明した」と思っても、既に他者が特許権を取得している、という事例は幾多もあります。
- b. 技術開発の相談を受けた弁理士は、開発技術の周辺にある特許出願等を調査して、従来の水準を提示し、無駄のない、効率的な開発が進行するようにアドバイスします。

法律的知識
+
技術的知識



物品・建築物・画像・内装のデザインを考えたとき [意匠権の取得]

弁理士は、どのようにすれば広い範囲の権利をとることができかを検討し、意匠図面（場合によっては意匠写真等）を作成して出願します。デザインであっても、意匠よりも特許による保護が相応しい場合もあり、保護の方法の選択は重要かつ難しい問題です。このような場合、弁理士が適切なアドバイスを行います。



発明・考案したとき [特許権・実用新案権の取得]

- a. 新しい発明や考案、あるいは改良をしても、特許権や実用新案権として権利をとっておかないと、他人の実施を阻止できません。弁理士は相談を受けると、技術内容を聞き、特許や実用新案になるかを判断します。また、必要に応じ従来の技術を調査します。

- b. 出願することが決まると弁理士は、願書や特許請求の範囲・明細書などの出願書類を作成し、特許庁に出願手続を行います。

なお、このような業務は、発明・考案という無形の技術思想を文章によって表し、その技術的範囲を確定するという、極めて高度な技術的、法律的知識を必要とするものであるため、弁

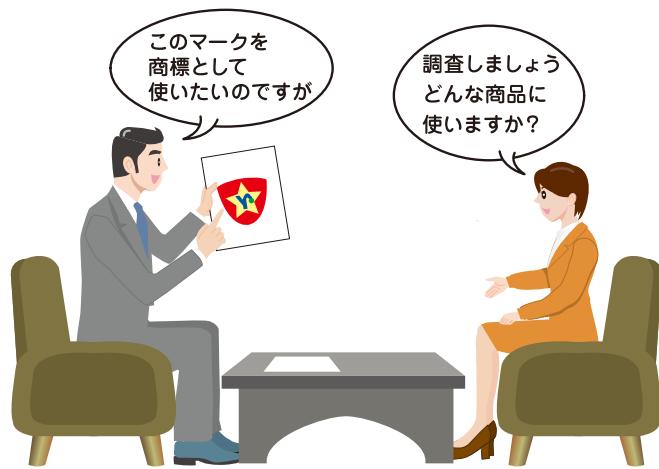
理士（または弁護士）以外の者が報酬を得て手続の代理を行うことは、法律で禁じられています。

弁理士は出願の委託を受けると、出願から登録にいたるまで、さらには権利が満了するまで、すべての手続（例えば、意見書や手続補正書の提出など）の代理を行います。



商品またはサービスのマークを考えたとき [商標権の取得]

弁理士は、あなたの希望するマーク（商標）が登録に適するものであるかどうかを判断するとともに、必要に応じてそのマークと同一または類似のものが、既に登録または出願されていないかどうかを調査します。そして、あなたの商品またはサービスが商標法で定められたどの分類に属するかを判断して出願をします。



case05

外国へ出願するとき [外国特許権・意匠権・商標権などの取得]

技術やブランド力に国境はありませんが、産業財産権は各国で独立しており、制度も各国で違っています。

近年、技術で裏付けられた製品やブランド製品の輸出が増加しており、それにともない、外国における知的財産権の取得がますます

盛んになってきています。あなたが外国で特許や商標について権利をとりたいとき、弁理士は複雑な外国出願の手続を行います。

弁理士は、外国の現地代理人と出願の内容について連絡を取り合い、法律の改正や判例などの情報交換を行い、また、国際会議などでも直接会って意志の疎通を図るなど、国際交流をしています。

case06

権利について争いがあるとき [審判・訴訟]

a. 審判の請求

弁理士は、あなたの出願が特許庁の審査で拒絶されて、あなたがこれに不服がある場合や、他人の特許、意匠登録を無効にする必要が生じたとき、または商標登録を取消す必要が生じたとき、あなたに代わって審判の請求を行います。また、あなたの権利に対して審判が請求されたとき、弁理士はあなたに代わって必要な手続を行います。

b. 異議の申立

他人の特許や商標の登録要件を欠く出願が、特許庁で誤って登録されたときは、その権利に対し、あなたに代わって特許庁に特許異議／登録異議の申立を行います。これは、あなたの製造・販売などの活動を不当に妨げるような権利が発生、存続することを阻止するのに重要な手続です。

また、立場が変わって、あなたの出願が登録されたとき、上記のように他人から登録異議の申立を受けることがあります。このような場合にも、弁理士は申立の理由を検討し、必要な手続（意見書の提出等）をあなたに代わって行います。

c. 訴訟

- (1) 弁理士は、あなたが特許庁の審判あるいは異議の決定に不服があるときは、その審決や決定の取消しを求め、あなたに代わって裁判所に訴訟を提起します。また、無効審判の審決の取消しを求める訴訟が提起されたとき、あなたに代わって裁判所に対する必要な手続を進めます。
- (2) 弁理士は、あなたが権利侵害の訴訟を起こしたり、起こされたとき、あなたの代理人あるいは補佐人として訴訟を有利に展開します。

d. 調停（仲裁の手続を含む）

- (1) あなたに代わって、裁判外で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはJPドメイン名等について、日本知的財産仲裁センターが行う調停の手続をします。
- (2) あなたに代わって、裁判外で、回路配置利用権または特定不正競争に関する調停の手続代理をします。



04 弁理士にはいつ依頼すればよい？ [2]



権利を侵害する物品が輸出入されるとき [輸出入差止]

a. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品について、関税法に定める輸出入差止申立手続および認定手続に関する権利者の代理を行い、あなたの権利を侵害する物品の輸出入が差し止められるようにします。

b. 回路配置利用権を侵害する物品について、関税法に定める輸出入差止情報提供手続および認定手続に関する権利者の代理を行い、あなたの権利を侵害する物品の輸出入が差し止められるようにします。



実施したい「もの」や「方法」が、他人の権利にふれるのではないかと心配なとき [鑑定・判定]

- a. 弁理士は、例えば発明の技術的な範囲がどこまで及ぶか、商標が似ているかについて、鑑定を行います。
- b. 弁理士は、上に述べたような事柄について、第三者の見解を求めるために、あなたに代わって特許庁または日本知的財産仲裁センターに対し専門的な判定手続を行います。



契約を締結したり、媒介や相談を希望するとき [売買・ライセンス]

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権、営業秘密に関する契約の締結をあなたに代わって行ったり、媒介や相談にも応じます。

05 弁理士に依頼した際の費用は？

弁理士に特許出願等を依頼したときの登録までに要する費用は、出願時、審査請求時（特許の場合）、拒絶理由通知書に対する応答時、登録料納付時、特許料（年金）納付時の各時点において、特許庁に納付する手数料（特許印紙代）と弁理士報酬があります。

1 特許印紙代

特許庁に納付する特許印紙代は、特許庁ホームページ(<https://www.jpo.go.jp/>)の「産業財産権関係料金一覧」をご参照ください。なお、所定の要件に該当すると、審査請求料や特許料が軽減、免除または猶予される場合があります。



2 弁理士報酬

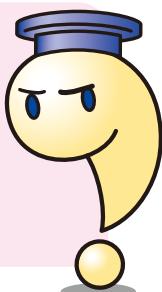
弁理士に業務依頼する際には、弁理士から弁理士報酬について十分説明を受けた上で、依頼者と弁理士との合意によって報酬額を決定するようにしてください。

日本弁理士会ホームページには、弁理士報酬のおおよそのところを知つてもらうために、特許事務所を経営する弁理士に報酬額についてのアンケート調査を行い、その結果を掲載しておりますので、必要に応じて参考にしてください。



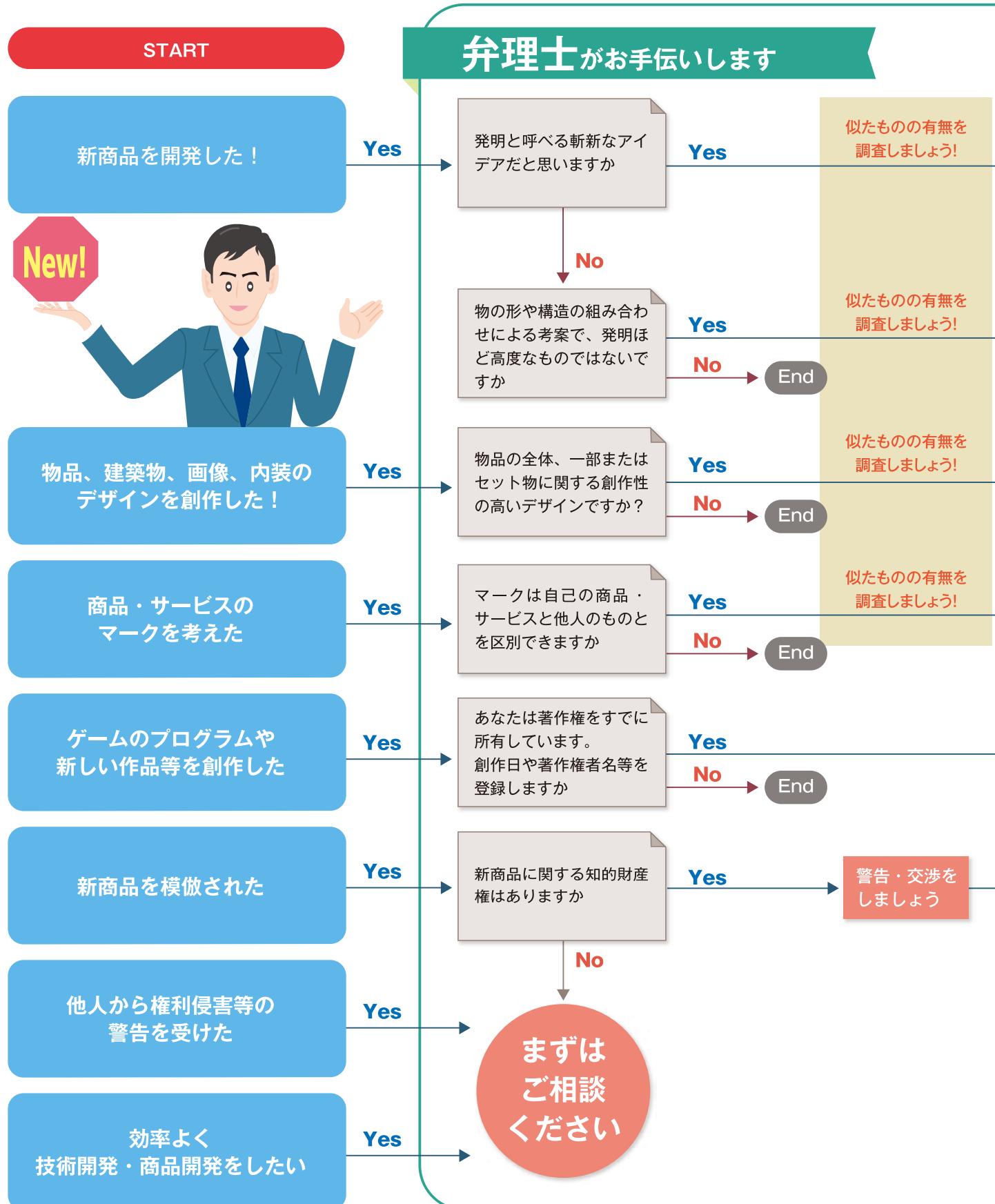
悪徳商法にご注意を！

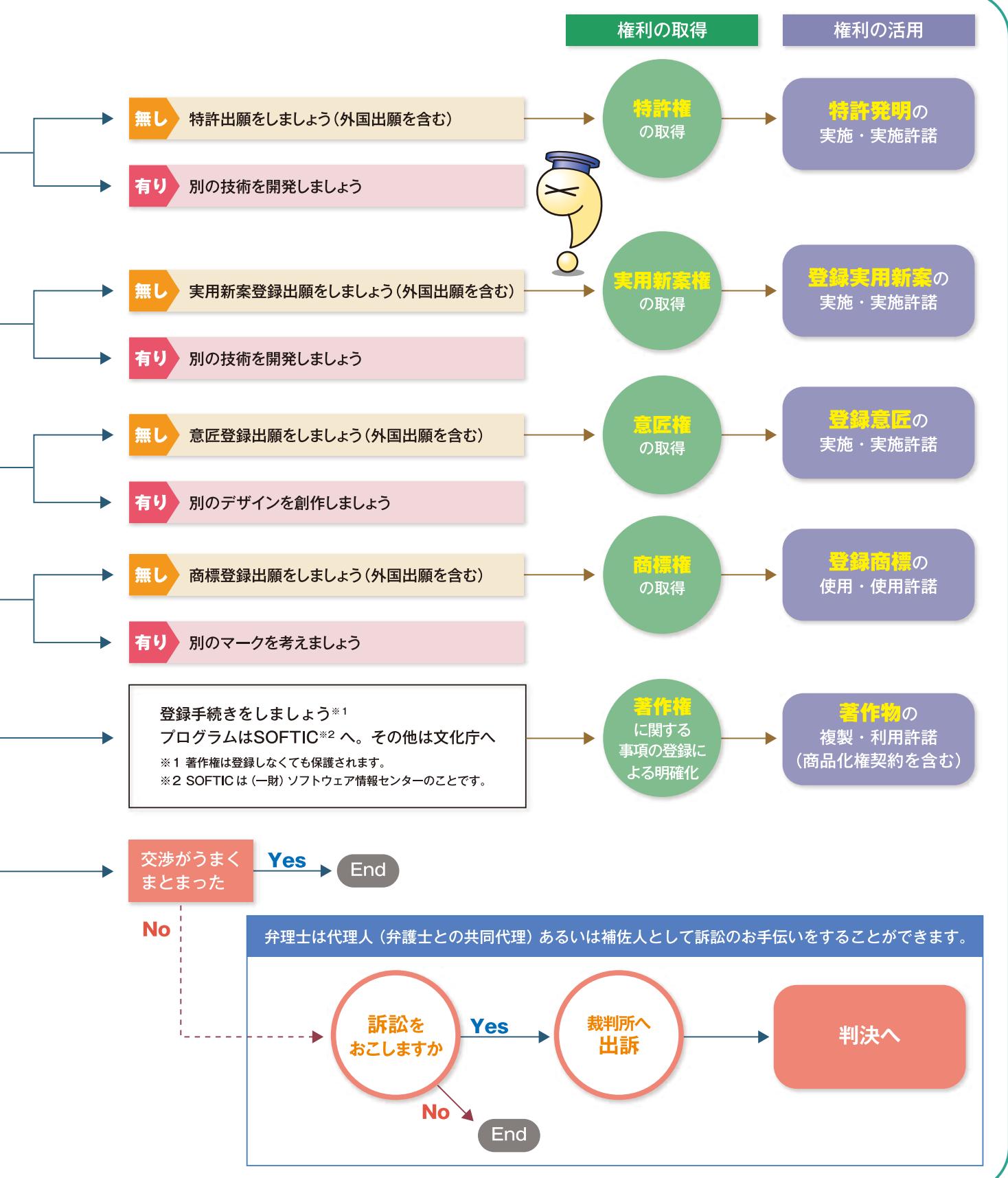
知的財産権への関心が高まる中、残念なことに悪徳商法の被害も増加しています。高額な費用の請求を受けたり、安価であってもまったく知的財産権の保護を受けることができない登録をしてしまい、その結果、技術を盗用されてしまうという事例があります。「怪しい！」と思ったら日本弁理士会までご一報ください。



06 知的財産権 戰略・活用チャート

知的財産権に関する戦略についての一例をご紹介します。あなたの知的財産権のためにご利用ください





日本弁理士会ってなに？

01 プロフィール

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年（1922）5月に設立された弁理士に関するわが国唯一の法人です。

弁理士は、明治32年（1899）7月1日施行の特許代理業者登録規則をもってその始まりとし、わが国の弁理士制度は125年の歴史があります。

弁理士になるためには、弁理士法に定める国家試験に合格したあとに実務修習を受けるなど、厳しい資格審査が行われます。資格を与えられた者は、日本弁理士会に登録して初めて弁理士となりますので、弁理士はすべて日本弁理士会の会員です。

弁理士は知的財産に関する専門家であり、弁理士業務は最新技術と法律に関係します。そのことから日本弁理士会は、弁理士の

品位を保持し、業務の改善進歩を図るために指導と連絡を行うことを目的として、内部に研修所を設け、会員研修を継続的に行い、会員の能力向上を図っています。また、各種委員会を設け、知的財産権制度の研究や普及活動を行ったり、知的財産権法の改正点や審査基準について調査研究した結果を官庁に建議をしたりするなど、多様な活動を行っています。

このほか、特許庁との知的財産権制度の運用に関する協議や、諸外国の弁理士会との情報交換なども日本弁理士会における活動の中で重要なものとなっています。

このように、日本弁理士会は知的財産権の業務を通じて経済及び産業の発展に寄与し、豊かな未来づくりに幅広く貢献しています。

02 沿革

年	出来事
明治32年(1899)	「特許代理業者登録規則」施行。同年138名の代理業者が登録
明治42年(1909)	「特許弁理士令」公布。特許代理業者は「特許弁理士」と改称
大正10年(1921)	「弁理士法」公布。弁理士に改称
大正11年(1922)	「弁理士会」設立（農商務大臣の認可）弁理士会会則が制定され、第1回の弁理士試験が実施される
昭和13年(1938)	弁理士法の一部改正により、弁理士は弁理士会に強制加入に
昭和23年(1948)	弁理士法改正。弁理士が特許等の審決取消訴訟代理人になる
昭和35年(1960)	弁理士法の一部改正により、弁理士の登録事務が特許庁から弁理士会に移管
昭和53年(1978)	弁理士法の一部改正。弁理士に国際出願の代理専権
平成9年(1997)	「特許代理業者登録規則」施行日の7月1日を「弁理士の日」に制定
平成10年(1998)	日本弁護士連合会と共同で「工業所有権仲裁センター（現／日本知的財産仲裁センター）」を開設
平成11年(1999)	天皇陛下をお迎えして弁理士制度100周年記念式典開催
平成12年(2000)	全面改正された「新弁理士法」制定
平成13年(2001)	「新弁理士法」施行。「弁理士会」の名称が「日本弁理士会」に変更
平成15年(2003)	弁理士法の一部を改正する法律施行（弁理士の特定侵害訴訟代理に関する）
平成16年(2004)	特定侵害訴訟代理業務の付記登録弁理士誕生
平成20年(2008)	継続研修（受講義務の研修）と実務修習（弁理士登録前の実務研修）開始
平成26年(2014)	弁理士法の一部改正（第1条に「使命条項」が創設）
平成30年(2018)	弁理士法の一部改正。データの利活用や標準化に関する業務の一部が弁理士の業務に
令和元年(2019)	全国の支部の名称を地域会へ変更
令和3年(2021)	弁理士法の一部改正。「特許業務法人」の名称を「弁理士法人」に変更 農林水産に関する知的財産業務の一部が弁理士の業務に

4月18日は「発明の日」

昭和29年（1954）、日本産業の進歩を基礎づけてきた特許法（旧専売特許条例）の公布の日を記念し、通産省が4月18日を「発明の日」に制定しました。

7月1日は「弁理士の日」

平成9年（1997）、弁理士法の前身である「特許代理業者登録規則」施行日を記念し、7月1日を「弁理士の日」に制定しました。

03 主要な活動

1 知的財産権に関する研究

知的財産に関する専門委員会や附属機関「中央知的財産研究所」を設置して、常に調査研究を行っています。

その研究成果は会員に報告するだけでなく、テーマや内容によってはホームページを通じて公表しています。



2 弁理士の研修

附属機関「研修所」を設置し、弁理士業務に従事するのに必要な研修を行って、各弁理士の資質向上を図っています。

3 社会貢献活動

知的財産制度の普及と啓発のために、全国各地でセミナー及び無料相談会を運営するとともに、講師・相談員の派遣等の支援サービスを提供しています。

また、知的財産に関連する社会貢献活動はもちろん、自然災害への募金活動など様々な取組みを行っています。

4 国際交流・外国関連情報の提供

諸外国の制度の研究を行い、さらに海外の弁理士会等と定期的に交流を図り意見交換を行っています。また、それらの最新情報をホームページを通じて発信しています。

5 意見・声明

知的財産制度や知的財産推進計画についての検討を行い、国等に対し意見を述べています。

6 広報活動・出版物の発行

弁理士の仕事や日本弁理士会の活動、知的財産権についての情報を皆様に広く知っていただくため、各種メディアへの対応や親しみやすく知的財産権や日本弁理士会の活動についてご理解いただけるアイテムとして、動画、パンフレット及び広報誌の作成配布、講演会やイベントなどを行っています。

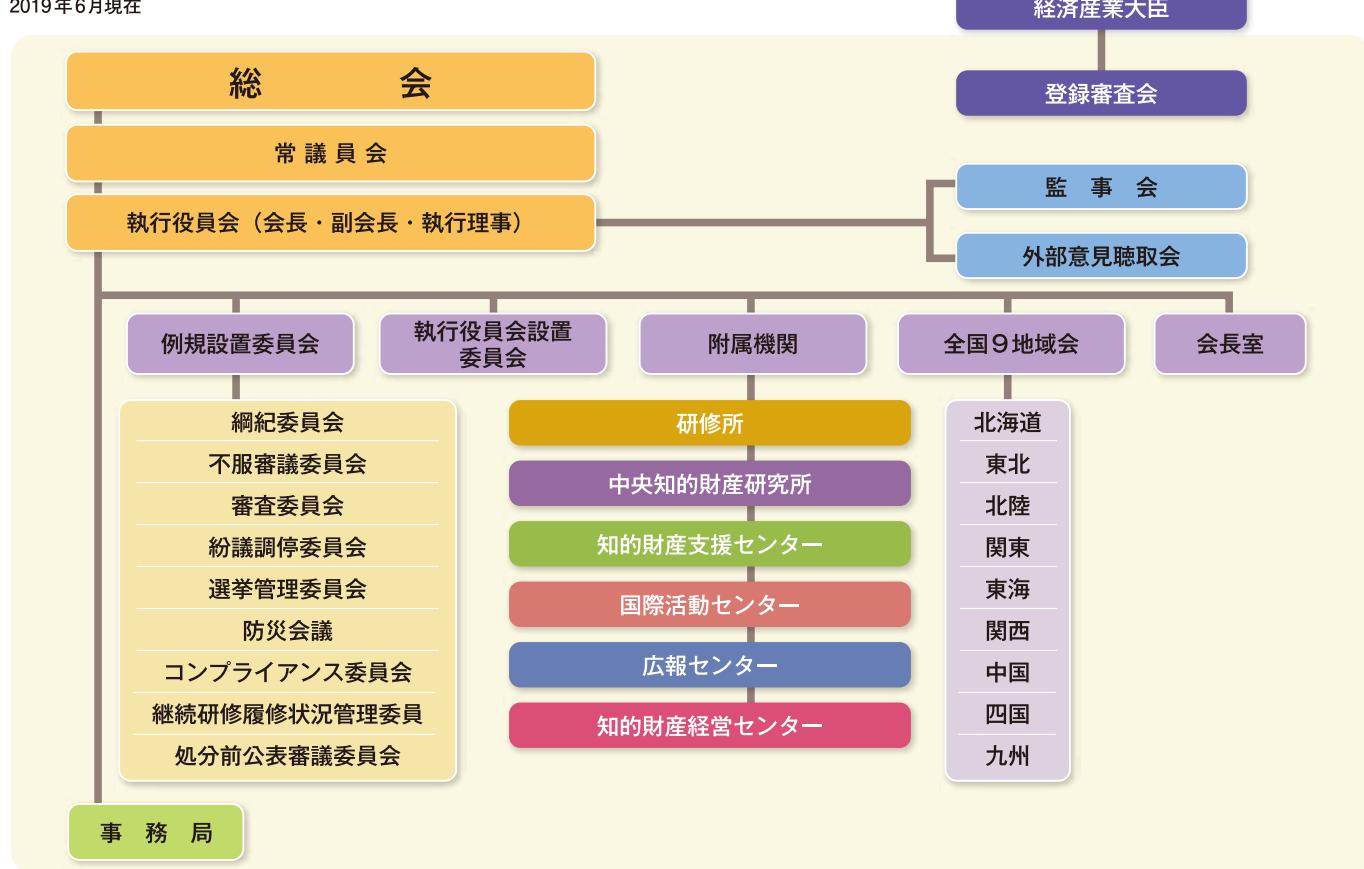
例えば、月刊「パテント」で国内外における最新の知的財産権情報を紹介しています。

上記以外にも、弁理士登録に関する事務、会員の指導連絡等を行っています。



04 組織図

2019年6月現在



05 附属機関

日本弁理士会では、より効率的かつ継続的な活動のため、6つの附属機関を設置しています。

研修所

弁理士の能力研鑽と向上を図るために、実務修習や能力担保研修、継続研修など、さまざまな研修を企画、実施する機関です。

中央知的財産研究所

長期的及び国際的視野から内外の知的財産や弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び、情報の提供などを行っています。

知的財産支援センター

相談会などへの支援員派遣や講習・講演会の開催、無料相談など、弁理士の社会貢献活動を通じて、知的財産制度の発展に貢献しています。

国際活動センター

諸外国の弁理士会等との定期的な交流、外国の知的財産情報の収集や、日本の知的財産保護制度に関する情報の海外への発信などを行っています。

広報センター

新聞や雑誌の取材、ホームページ、会誌、パンフレット等を通じて、知的財産の保護、弁理士の業務、日本弁理士会の活動に関する広報活動を行っています。

知的財産経営センター

弁理士知財キャラバン、知的財産の価値評価、コンサルティング、知財流通等の企業経営に知的財産を戦略的に活用するための支援事業を行っています。また、研修事業を通じて、これらを行う弁理士の育成も行っています。

他の機関

日本知的財産仲裁センター

知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。知的財産に関する紛争について相談、調停、仲裁、センター判定、事業適合性判定、事業に対する特許の貢献度評価、センター必須判定、J P ドメイン名紛争処理、相談業務を行っています。

06 ホームページ

<https://www.jpaa.or.jp/>

日本弁理士会のホームページでは、知的財産や日本弁理士会の活動について、より一層ご理解いただくとともに、弁理士の検索や無料相談、セミナーのお知らせなど、すぐに役立つ情報を掲載しています。

1 知的財産情報

技術者、発明家、デザイナー、クリエイター、経営者の皆様に向けて、きめ細やかな対応で知的財産の保護及び活用をサポートする各種情報を提供しています。

2 弁理士検索システム「弁理士ナビ」

簡単に身近な弁理士を検索することが出来ます。検索条件として、事務所所在地、専門分野、技術分野、取り扱い業務、中小・ベンチャー企業対応、大学・TLO対応、出張対応可能地域などを幅広く準備しています。

3 無料相談のご案内

知的財産相談室を常設している各地域会の詳細や「よくある質問をQ & A形式で掲載しています。」

4 弁理士の費用(報酬)

弁理士の報酬は、依頼者と弁理士との合意により決定していただくことになっておりますが、参考となるよう弁理士を対象とした費用に関するアンケート調査の結果を掲載しています。



5 セミナー・支援等のご案内

全国各地で開催するセミナーや無料相談などの情報を提供しています。講師・相談員の派遣などの支援サービスに関する情報もご覧になれます。

6 研究・レポート

知的財産に関する論文誌として月刊「パテント」を発行しています。また、知的財産に関する専門委員会や附属機関を設置して、常に調査研究を行い、テーマや内容によって研究成果をホームページを通じて公表しています。

7 知的財産教材

小学生から高校生を対象に、動画やテキストで弁理士が知的財産についてわかりやすく説明しています。他にも知的財産の授業で役立つ教材を多数掲載しています。

8 全国の地域会

日本全国に開設している9つの地域会の情報（所在地、連絡先、地図など）を掲載しています。地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動、相談などを広く実施しています。



9 まなぼう！弁理士キッズ

弁理士の仕事を子どもたちにわかりやすく理解してもらうための記事を掲載しています。

子どもたちが商品の開発をした場合やサービスマークを

考えた場合に、簡易的に診断できる「もしもチャート」もあります。



<https://www.jpaa.or.jp/kids/>

10 社長の知財

主に中小企業経営者に対し、事業における知的財産権の重要性をご紹介しています。もちろん中小企業経営者でない方も「読んでためになる」内容になっていますので、ぜひ一度ご覧ください。

■ あるあるシーンシリーズ

知的財産に関して、実際に起きた失敗事例を紹介しています。「あるあるシーンシリーズ」を参考にして、知的財産を適切に守りましょう。

■ 弁理士のお仕事徹底解剖

弁理士の業務を項目ごとにご紹介しています。身近にある商品の権利化やご自身の業務に、弁理士がどのように関わっているかを知ることができます。

■ 事例紹介

皆様もご存じのヒット商品に知的財産権がどのように影響したか、実際の商品事例を基にご紹介しています。

商品開発までに苦労した道のりは、将来のヒット商品開発のヒントになるかもしれません。



<https://www.jpaa.or.jp/shacho-chizai/>

知的財産 なんでも110番

弁理士が無料で相談に応じます。

予約制

北海道会

☎ 011-736-9331

〒060-0807 札幌市北区七条西4-1-2
KDX札幌ビル3階

●相談時間／ 毎週火・金曜日 14:00～16:00
<https://www.jpaa-hokkaido.jp/>

東北会

☎ 022-215-5477

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18
太陽生命仙台本町ビル5階

●相談時間／ 毎週火曜日 13:00～16:00
<https://www.jpaa-tohoku.jp/>

関東会

☎ 03-3519-2707

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

●相談時間／ 月～金曜日 10:00～12:00／
14:00～16:00
<https://jpaa-soudan.jp/>

北陸会

☎ 076-266-0617

〒920-8203 金沢市鞍月2-2
石川県織維会館2階

●相談時間／ ※詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.jpaa-hokuriku.jp/>

東海会

☎ 052-211-3110

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル8階

●相談時間／ 月～金曜日 13:00～16:00
<https://www.jpaa-tokai.jp/>

関西会

☎ 06-6453-8200

〒530-0001 大阪市北区梅田3-3-20
明治安田生命大阪梅田ビル25階

●相談時間／ 月～金曜日 10:00～12:00／
14:00～16:00
<https://www.kjpaa.jp/>

中国会

☎ 082-224-3944

〒730-0013 広島市中区八丁堀15-6
広島ちゅうぎんビル4階

●相談時間／ 毎週水曜日 13:00～15:00
<https://www.jpaa-chugoku.jp/>

四国会

☎ 087-822-9310

〒760-0019 高松市サンポート2-1
高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア2階

●相談時間／ 第1,3水曜日 13:00～16:00他
※詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.jpaa-shikoku.jp/>

九州会

☎ 092-415-1139

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1
福岡朝日ビル6階

●相談時間／ 每週木曜日 10:00～12:00／
13:00～15:00
<http://www.jpaa-kyusyu.jp/>

- 相談は無料です。ただし、鑑定、調査、明細書の作成や内容の修正など、相談事項や依頼事項によっては対応できない場合がありますので、ご相談の際に必ずご確認ください。
- 日時によっては混み合う場合がありますので、ご了承ください。
- 請事情により、相談会が中止、変更になる場合があります。詳しくはホームページなどでご確認ください。



〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京俱楽部ビル14階
TEL.03-3581-1211(代) FAX.03-3581-9188
<https://www.jpaa.or.jp/>

マスコットキャラクター 『はっぴょん』

7月1日は



【名前の由来】 アイデアが「はっ」と湧いたら
「ぴょん」と弁理士に相談してね

【誕生日】 2000.7.1

【性別】 不明

【デザインの由来】

「かしこくて可愛い、パワーのある」という全体のイメージから

◎特許や意匠に関する「?」を「!」に変えるプロフェッショナルである弁理士をイメージ

◎疑問に思ったこと「?」、ひらめいたこと「!」、これらを具体化し、形にしていく手助けをする弁理士をイメージ

◎その手助けの力強さとして握りこぶしをイメージ

◎かしこさ(CLEVER)、公平さ(JUSTICE)をイメージした、帽子部分

これらのシンボルである「?」「!」「握りこぶし」をモチーフにして親しみやすいキャラクターが生まれました。